

●共生型サービスの指定について

○共生型サービスについて

地域共生社会の実現に向けた取組の推進として、①障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、②地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用、という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉それぞれに位置付けられ、介護保険においては、障害福祉サービス等の指定を受けた事業所が介護保険の指定を受けやすくなる「共生型通所介護等」が創設されました。

○共生型サービスの指定申請を行える障害福祉サービス等

	共生型サービス（介護保険）	共生型サービスの指定を受けるために必要な障害福祉サービス等の指定
デイサービス	共生型通所介護 共生型地域密着型通所介護	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）
ホームヘルプサービス	共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
ショートステイ	共生型（介護予防）短期入所 生活介護	短期入所

○指定申請について

共生型サービスの提供を行うためには、介護保険法に基づく事業者指定を受ける必要があります。次に掲げる必要書類を郵送してください。

【必要書類】

- 1 介護サービス事業者指定（許可）申請書（第1号様式）
- 2 付表
- 3 登記事項証明書（発行日から3月以内の履歴事項全部証明書（原本））
- 4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（第3号様式）
- 5 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 6 運営規程
- 7 障害福祉サービス等の指定通知書の写し
- 8 誓約書（法人代表者、管理者）
- 9 返信用封筒（250円切手貼付）

○指定申請に係る必要書類の郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局
長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

○共生型サービス事業の開始（指定日）

指定申請書提出日（消印有効）が属する月の翌々月1日
（例：7月中の指定申請 → 9月1日指定）

○指定（更新）申請に対する手数料について

徴収は予定しておりません。

○問い合わせ先

川崎市長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電 話：044-200-2469

FAX：044-200-3926

※電話受付時間：9時～12時、13時～17時（土・日・祝日及び年末年始を除く）